

二宮町町民活動推進委員会 第1回委員会議事録

日 時：平成20年5月22日（木）19：00～21：00

場 所：二宮町役場2階・第1会議室

出席者：山内委員長、高橋副委員長、岡野委員、奥委員、関野委員、高橋委員、武井委員、
手塚委員、西方委員、西山委員、山口委員
坂本町長

事務局：安部課長、西山係長、後藤主事

傍聴者：なし

配布資料（当日配布）

- ・会議次第
- ・委員名簿
- ・資料1・・・二宮町町民活動推進委員会の所掌事務について
- ・資料2・・・今年度の事業計画（取り組みスケジュールについて）
- ・資料3・・・平成20年度協働まちづくり補助金事業報告会について
- ・資料4・・・平成20年度協働まちづくり補助金の審査について

1．開会（安部課長より）

2．委嘱状交付

五十音順で岡野委員から山口委員、高橋部長まで。

3．あいさつ（坂本町長）

20年度の町民活動推進委員ということで、お願い致しました。今年度の補助金応募が15団体ということであり、10分程度の発表時間で審査するというのは難しい事ですが、表面的ではなく、色々な角度から見ていただきたいと思います。財政状況が良くない背景の中、委員さんにはある程度厳しい目をもって審査をしてください。

4．新委員の紹介（事務局の紹介）

五十音順で岡野委員から山口委員、高橋部長まで

5. 委員長及び副委員長の選任について

推進条例施行規則の中に「町民活動推進委員会」と云うのが位置づけられており、正副委員長を決めるとありますが、如何いたしましょう？

事務局一任！

ありがとうございます。それでは去年と同様に、委員長に山内委員。副委員長に高橋（武）委員にお願いしたいと思います。

山内委員長あいさつ

高橋副委員長挨拶

諮問（町長） 町長退席

本日はありませんが、会議の傍聴が入る場合もございます。また、会議の公開上、議事録も作成してホームページに掲載しますので、ご了承ください。

（1）議事録署名人について

本日の議事録署名人は山内委員長と岡野委員になります。

（2）二宮町町民活動推進委員会の所掌事務について...（資料1）

（資料1・条例、規則）を説明（西山係長）

（委員）町民活動参加条例としては、条例構成がしっかりしていると思うのですが。

（事務局）この条例は、議会で一度否決されました。その後、もう一度、条例案を見直そうと平成17年度に審議会を立上げ、委員さんも条例内容について議論を重ね、一年間かけて検討しました。

確かに条例の条項の位置づけは、他の自治体に比べて多くなっていますが、このようにまとめました。

（委員）条例の検討委員や事務局の苦勞があらわれ、とても素晴らしく他市の自治基本条例と遜色ない条例になっていると思います。

（委員）協働まちづくりの補助金とまちづくりの基金は同じ財布から出すのですか？

（委員長）そうです。

（3）今年度の事業計画（取り組みスケジュールについて）...（資料2）

資料2について説明（西山係長）

（委員長）第3回目の日程も今決めてしまいましょう。

6月2日（月）

(4) 平成20年度協働まちづくり補助金事業報告会について... (資料3)

資料3について説明(西山係長)

(委員長) 昨年の報告会スケジュールを踏襲した形ですね。

(5) 平成20年度協働まちづくり補助金の審査について... (資料4)

資料4について説明(西山係長)

(委員長) 補助金の説明会で出た質問の中で、【委員長は「事業活動の為に金を貯めて下さい」と言うが、一部の委員は「この団体は金があるから補助金を出さなくても良い」とも言う。その委員さんが何故そのような事を言うか分からない。】とあるが、どういう意図なのか？

(事務局) 繰越金があるから、町から補助金が無くても活動できるのでは？という事で、委員さんから言われたと。また一方では、この補助金は3年間で終わってしまうので、有効に使っていただきたい。という二つの講評に差があるということだと思います。

(委員) 団体活動をやっていく中である程度の繰越金はあるとあって当然だと思うので、我々委員も活動内容の事情をもっと勉強しなくてはなりませんね。

(委員長) 申請団体に参画している委員がいた場合の対応と補助額の決定、これはずっと議論になっていた事で、委員会の中でも「どのような方法が一番良いか」結論は出ていない。ただ、申請団体に参画している委員がいた場合で、平成18年度のように席を外してもらい、最高額と最低額を削除するということになると、委員が少なくなってしまう、かなり厳しい状況で審査をしなくてはならない。というのはやはり好ましくないだろうという事で、19年度は委員全てが審査につきました。

それが正しいのかどうかは分かりませんが、前回(19年度最後の会議)の会議でも「元に戻すよりは、19年度のやり方を新しい委員さんにも一度経験してもらって、問題点を指摘し、改善できれば...」ということを考えていきたいという事でした。

19年度のプレゼン結果も、自分の参画している団体だからといって、甘く採点しているというのは見えませんでした。

(委員) 審査は公開ですか？

(委員長) プレゼンの審査時は別室にて非公開で行ないます。

(委員) 1次審査の必要性はありますか？

(委員長) たくさんの団体が申請してきてしまった場合のセレクションや、申請書の不備があった場合の為に1次審査という措置をとっています。

- (委員) 1次審査が無ければ、もっと早くに補助金を交付できますよね。1次審査は採点をするものではないらしいので、それを「審査」と呼んで良いのですか？
- (事務局) 審査につきましては非公開にしております。プレゼンテーションは1日という限られた時間の中で行いますので、やはり15団体程が時間的に限度であろうと委員会の中でも議論が出ていました。また、内容を精査して本当に町民活動団体として相応しいかを確認する、という為に1次審査を設けています。
- (委員長) 審査のプロセスというのがあって、団体に参画している委員さんもいらっしゃるの、やはり公開というのは好ましくありません。
- (委員) 補助金が余ったら返納することになっていますよね？これは何故、返さなくてはいけないのですか？団体活動の促進を図る為の補助金なのに、とても不自然に感じるのですが。交付決定した金額を全てあげれば良いのでは？
- (委員) そうなってしまうと逆に「どうせ余ったら返さなければいけないのだから、貰える金は多めに貰っておけ」と考える人も出てくる事が懸念されます。
- (委員) 貰えるだけの事をやっていけばいいのではないですか。
- (委員) 例えば講座の事業で講師を呼ぶつもりだったが、事業がキャンセルになり謝礼金が浮いてしまった。そういう団体もあるので、やはり余ったお金は返すべきものだと考えます。
- (委員) 3年間で終わってしまう補助金なのだから、繰り越したお金で運営しても良いのでは？また、「力をつけてください」と言うのであれば、返納は不自然です。
- (委員) そもそも、応募概要の中に「余った補助金は返納する」と記してあります。勿論、可能な限り補助してあげたいという気持ちはありますが、そういったルールがありますから。
- (委員) ボランティアの善意に応える形で、交付するものは交付しないといけないと思います。確かに町の税金を使っているの、難しい面もあろうかとも思いますけど。
- (委員) 団体の維持をするというのは「経営をする」と同じなので、そういう計算をするというのを前提に応募しているなら、その手間をかける事が団体の成長に繋がり、この先、県や国などの補助金を受ける際に役立つと思います。
- (委員長) この補助金の制度は余った補助金は返納する。という決まりの中で実施されており、それを承認されているから応募してくるのであります。返納に不満を感じる団体は応募しません。また、この制度自体に問題があるというのであれば、次の申請時に議論をしていくのが良いでしょう。
- (委員) 20年度の申請合計金額はいくらですか？
- (事務局) 2,681,342円です。
- (委員長) 6月2日の会議に、過去の申請額と決算額の資料を用意させます。それで、「今までどういう活動をしてきたか」等をご確認いただければと思います。

次回会議は6月2日(月)に開催予定

5. 閉会(山内委員長より)

21:00に閉会した。

議事録署名人

議事録署名人
